

(契約書例)

(様式1)

(素材)
(延納、現金、共通)

売買契約書 (概数単価契約)

この契約は、山梨県恩賜県有財産管理条例施行規則第33条の2の規定に基づき、工事支障木等をあらかじめ概数で売払うものである。

1 売買物件の所在
林務環境事務所管内

2 公告番号 第 号

3 売買物件の種類、契約単価及び数量

樹種	種別	税抜き売払単価 (円)	予定材積 (m ³)

4 売買代金額
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)

内訳 現金納入

5 指定する用途 なし

6 契約保証金 免除

7 売買引渡し期限 令和 年 月 日

8 売買物件の搬出期限 物件ごとに定める

上記物件について売渡人（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）、山梨県恩賜県有財産管理条例（昭和24年山梨県条例第48号）、同条例施行規則（昭和28年山梨県規則第36号）及び山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）を了承のうえ、次の条件によって売買契約を締結する。

この契約を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

売渡人 甲 住所
林務環境事務所長

買受人 乙 住所

印

(様式2)

(現金)

素材販売（支障木等集積材）売買契約約款

第1章 共通

（信義誠実の義務）

第1条 売渡人（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）は、売買契約書（以下「契約書」という。）、この約款及び別添特約事項（この契約書の締結時において効力を有する特約事項が存在する場合は、これを含む。）に則り、日本国の法令を遵守し、信義誠実の原則に従い契約を履行しなければならない。

（売買代金の納付及び履行遅滞の場合における損害金等）

第2条 乙は、契約書に定める売買代金を甲の発する納入通知書により納付期限までに甲に納付しなければならない。

2 売買代金が概数契約金額を上回ることが見込まれる場合は、変更契約を行ったうえで、乙は差額を、甲が別に定める期限内に納付するものとする。また、売買代金が概数契約金額を下回る場合は、甲は乙に対して差額を返還するものとする。

3 乙が、前2項の納付期限までに売買代金を完納できない場合は、当該未納の売買代金につき、民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率をもって、その納付期限の翌日から完納の日までの日数によって計算した額の延滞違約金を甲に納付しなければならない。

4 甲は、実績確定通知後、30日以内に第2項の差額の返還をしなければならない。これに遅れた場合には、乙は甲に対し、未受領金額につき、遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により計算した金額とし、その端数計算については同条第2項の規定による額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（物件の決定及び引渡し）

第3条 契約対象物件（以下「物件」という。）は、恩賜県有財産（山梨県恩賜県有財産管理条例（昭和24年条例第48号）第1条に定める恩賜県有財産をいう。以下同じ。）又は県行分収林（山梨県が公益財団法人山梨県林業公社（平成29年3月31日解散）から立木の持分所有権及び地上権を承継した分収林をいう。以下同じ。）において発生した支障木等（間伐材、工事支障木、その他の集積された残材等を含む。）のうち、利用可能な素材について、甲と乙の協議により決定するものとする。

2 物件の引渡しは、甲が発出する引渡し通知書をもって行うものとする。

（引渡し受領書の提出）

第4条 乙は、物件の引渡しを受けたときは、受領書を甲に提出しなければならない。

（引渡し物件の精算）

第5条 甲は、すべての物件の引渡しが終わった後には、精算表をもって精算するものとする。

2 甲は精算を確定した場合は、その旨を乙に通知するものとする。

（作業責任者及び乙の義務）

第6条 乙は、作業責任者を選任するとともに、契約の履行に関する誓約書を甲に提出しなければならない。

らない。

- 2 作業責任者は、作業従事者に対し、本契約及び誓約書の内容を十分に周知し、遵守させるものとする。
- 3 乙及び作業責任者は、物件の伐採、搬出その他の作業（以下「作業」という。）の実行中に発生した違反行為又は事故について、直ちに甲に報告しなければならない。
- 4 事故が発生した場合、乙は関係行政機関の指示を受け、必要な措置を講じなければならない。

（物件の搬出義務）

第7条 乙は、物件を搬出期間内に恩賜県有財産又は県行分収林の区域外に搬出しなければならない。

- 2 甲は、物件毎に搬出期限を定め、乙が提出する受領書にその期日を記入するものとする。

（搬出期間の延長）

第8条 乙は、やむを得ない事由により搬出期限までに物件を搬出することができないときは、搬出期限10日前までに甲に対し理由を付して搬出期間の延長願を提出し、甲の承認を受けなければならない。

（搬出延滞料）

第9条 前条の場合、乙は延長日数1日につき売買代金の額1,000分の1に相当する金額を搬出延滞料として、納付期限までに甲に納付しなければならない。ただし、乙の責に帰さない事由である場合はこの限りでない。

- 2 乙が、前項の納付期限までに搬出延滞料を完納しない場合、当該未納額につき、民法第404条の法定利率をもって、納付期限の翌日から完納の日までの日数によって計算した額の延滞違約金を甲に納付しなければならない。
- 3 前条の延長願が搬出期限経過後に提出された場合、願書到着の日までの搬出延滞料は、第1項に規定する額の2倍に相当する金額とする。
- 4 搬出期限経過後において、甲の承認を得ないで物件を搬出した場合、乙は、甲の認定した日数に応じて第1項に規定する額の2倍に相当する金額を搬出延滞料として納付しなければならない。

（搬出期間延長の特例）

第10条 甲は、恩賜県有財産又は県行分収林の管理経営上特別の必要がある場合は、前2条の規定にかかわらず、搬出期間を延長することができる。

（搬出期間の特殊計算）

第11条 乙が、天災その他の不可抗力により搬出することができない期間は、乙が遅滞なく事由を申し出て甲の承認を受けたときに限り、搬出期間に算入しないものとする。

（搬出済の届出）

第12条 乙は、物件の搬出が完了したときは、5日以内に搬出終了届を甲に提出しなければならない。

（契約違反に対する措置）

第13条 乙が、第7条第1項の搬出義務に違反し、搬出すべき物件を意図的に放置し、のちの造林事業に重大な支障を生じさせた場合、甲は乙に対し、次の措置を講じることができる。

- (1) 乙に対する損害賠償請求
- (2) 山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（以下「指名停止等措置要領」という。）に規定する契約審議会（以下「契約審議会」という。）への審議要請

（無断伐採・誤伐の禁止及び措置）

第14条 乙は、契約対象外の立木を無断で伐採してはならない。

- 2 乙は、作業実行中に誤伐が判明した場合、直ちに甲へ報告し、甲の指示に従い適切な措置を講じなければならない。
- 3 乙が無断伐採を行った場合、又は誤伐を報告せず、是正措置を怠った場合、甲は乙に対し、次の措置を講じることができる。
 - (1) 乙に対する損害賠償請求
 - (2) 契約審議会への審議要請
 - (3) 契約の解除
- 4 乙が、無断伐採又は誤伐により甲又は第三者に損害を生じさせた場合、乙はその一切の損害を賠償しなければならない。
- 5 乙が、無断伐採又は誤伐を行い、それが森林法その他の法令に違反している疑いがあると甲が判断した場合、甲は関係行政機関に対し、必要な報告を行うことができる。
- 6 乙は、前項の違反が確認された場合、関係行政機関の指導又は命令に従い、必要な措置を速やかに講じなければならない。
- 7 乙が、前2項の規定による甲の報告により、関係行政機関から行政指導又は処分を受けた場合でも、本契約に基づく乙の義務が免除されるものではない。

（危険負担）

- 第15条 売買契約の締結後、物件の引渡しまでの間に、天災その他の不可抗力による甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により物件が滅失又は損傷し、契約の履行が不可能になったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。
- 2 前項の通知がなされた場合、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを留保することができる。
 - 3 甲は、第1項により本契約が解除された場合、受領済みの売買代金を通知の日から30日以内に無利息で乙に返還するものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由により物件が滅失又は損傷した場合は、乙がその損害を負担するものとする。
 - 4 甲が、前項の規定による売買代金の返還を期限までに行わなかった場合、乙は、未受領金額につき、遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により計算した金額とし、その端数計算については同条第2項の規定による額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（契約不適合責任）

第16条 材積の計算方法は、甲の定めるところによる。

- 2 甲は、物件について、種類、数量、品質等が契約内容に適合しないものであっても、その責任を負わないものとする。

（物件の目的外処分の制限）

第17条 乙は、用途指定のある物件については、あらかじめ甲の承認を受けなければ、指定する用

途以外に使用し、転売し、又は贈与してはならない。

- 2 前項に違反した場合は、甲は、当該処分に係る物件に応ずる売買代金の100分の50に相当する金額を違約金として、乙から徴収することができる。
- 3 乙が、前項に規定する違約金を納入期限までに完納しない場合、甲は、当該未納額につき、民法第404条の法定利率をもって、未納発生日から完納の日までの日数によって計算した額の延滞違約金を乙から徴収することができる。

(使用状況の報告)

第18条 売買目的の指定がある物件について、甲が使用状況の報告を求めたときは、乙は、これを拒んではならない。

(契約の解除)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約の全部、又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、第2条第1項に規定する義務を履行しないとき。
- (2) 乙が、第17条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 乙が、県土保全、森林更新その他恩賜県有財産又は県行分収林の管理経営の必要に基づき、特に契約で規定した事項に違反したとき。
- (4) 乙が、第13条又は第14条に規定する契約違反行為を行い、甲の指示に従わず、又は是正措置を怠ったとき。
- (5) 乙が、前各号に規定するほか契約の履行に関し不正な行為をしたとき。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この項において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
 - ウ 自己、自社若しくは第三者に不正に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当する者（以下「排除対象者」という。）であることを知りながら、当該者と契約を締結した者
- (7) 乙が、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき。
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為
 - オ その他前各号に準ずる行為

- 2 乙は、引渡し前に、贈与先、転売先又は下請先（以下「取引先」という。）が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該取引先との契約を解除し、又は取引先に対し当該排除対象者（再取引先）との契約を解除させるようしなければならない。
- 3 甲は、乙が取引先が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは取引先の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該取引先との契約を解除せず、若しくは取引先に対し当該排除対象者（再取引先）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。
- 4 第1項又は前項の規定により契約の一部を解除した場合において、乙の未納の売買代金の額が当該契約の解除された部分に係る物件に相当する売買代金の額を超えるときは、甲は、その超える金額の売買代金（徴収すべき利息があるときは、その売買代金及び利息）を乙から一時に徴収するものとする。
- 5 第1項又は第3項の規定により契約を解除した場合においても、その解除の効果は、解除の際既に搬出を終わった物件並びに搬出未済の伐倒木及びその加工品に対しては及ばないものとする。
- 6 乙が、第1項のいずれかの違反に該当する場合、甲は、契約審議会への審議を要請することができる。

（不当介入に関する通報・報告）

第20条 乙は、自ら又は取引先が、暴力団、暴力団員、社会運動、政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は取引先をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（契約解除による売買代金の返還等）

- 第21条 第19条の規定により契約を解除した場合は、搬出未済の物件（伐倒木及びその加工品を除く。）であって当該契約の解除された部分に係るものは、甲に帰属するものとし、甲は、これに相当する売買代金を契約解除の日から30日以内に乙に返還するものとする。この場合、甲から乙に返還される金額に対しては利息を付さない。
- 2 前項の規定により甲から乙に代金を返還する場合は、甲はその代金の算定に必要な調査を行うものとし、乙はその調査に要する費用を全て支払うものとする。
 - 3 甲が、第1項に規定する売買代金の返還を期限までに行わなかった場合、乙は甲に対し、未受領金額につき、遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により計算した金額とし、その端数計算については同条第2項の規定による額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（契約解除による違約金）

- 第22条 第19条第1項又は第3項の規定により契約を解除した場合において、甲は、売買代金（第17条第2項に該当するときは、当該部分に応ずる売買代金を除く。）の100分の10に相当する金額を違約金として乙から徴収するものとし、乙はこれを納付期限までに納付しなければならない。
- 2 乙が、前項に規定する違約金を納付期限までに完納しない場合、当該未納額につき、民法第404条の法定利率をもって、納付期限の翌日から完納の日までの日数によって計算した額の延滞違約金を甲に納付しなければならない。

（特殊の理由による契約の変更又は解除）

第23条 法令の規定により公用、又は公共用若しくは公益事業の用、その他やむを得ない事由により契約を履行することができない場合は、甲乙協議のうえ、その履行不能の部分につき、この契約を変更し、又は解除することができる。

2 前項の規定により契約を変更した場合においては、甲又は乙は、それぞれ相手方に対しその賠償を請求することができない。

(特殊な理由による契約の変更又は解除の場合の売買代金の返還)

第24条 前条の規定により契約を変更し、又は解除したときは、甲は、乙に対し、契約の変更又は解除により甲に帰属した物件に相当する代金を契約の変更又は解除の日から30日以内に返還するものとする。この場合、甲から乙に返還される金額に対しては利息を付さない。

2 甲が、前項に規定する代金の返還を期限までに行わなかった場合、乙は甲に対し、未受領金額につき、遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により計算した金額とし、その端数計算については同条第2項の規定による額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(指名停止措置)

第25条 甲は、乙が指名停止等措置要領の別表第1又は別表第2の措置要件のいずれかに該当すると認められる場合、速やかに所管部局長に報告し、契約審議会への審議を要請することができる。

2 契約審議会の審議の結果、乙が措置要件に該当すると判断された場合、出納局長から乙に対し、指名停止措置を命じることができる。

3 乙は、指名停止期間中、立木販売の入札に参加することができない。

(入山証)

第26条 この売買契約の写しをもって、山梨県恩賜県有財産管理条例施行規則第47条に定める入山証に代えるものとする。

(施設の設置等)

第27条 乙は、物件の伐採、加工又は搬出等のため、恩賜県有財産の区域内に施設を設ける必要があるときは、あらかじめ甲に申し出て、その指示により施設を設けることができる。

2 乙は、前項の規定により施設を設けた場合において、その使用を終わり、又は契約が解除されたときは、甲の指定した期間内に当該施設を収去し、使用した土地を原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を受けたときはこの限りでない。

3 乙が、前項に違反して施設の収去を怠ったために生じた損害については、乙は、甲の指示に従い賠償しなければならない。

(支障木等の届出)

第28条 乙は、作業の実行にあたって物件以外の立木等が支障となるときは、あらかじめ甲に届け出てその指示を受けなければならない。

(損害の賠償)

第29条 乙は、作業の実行にあたって、恩賜県有財産及びその産物、県行分収林の立木、又は県の施設に損害を与えたときは、速やかに甲に届け出てその指示に従い、原状に復するか又は甲の算定した金額を賠償しなければならない。この場合において、乙は当該産物等の引渡しを請求しないも

のとする。

2 乙は、前項に定める損害に関し、被害の状況確認等のために甲が実施した調査に要した費用についても、甲が算定し請求した金額を負担しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第30条 乙は、作業の実行にあたって第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に届け出るとともに、その損害の賠償をしなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(管轄裁判所)

第31条 この契約について、訴訟等を行う場合は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(労働安全衛生)

第32条 乙は、作業の実行にあたっては、労働安全衛生に関する諸法令、諸通達に示す指導事項を遵守しなければならない。

2 乙が、前項の規定に違反し、指名停止等措置要領の別表第1第6号から第9号の措置要件に該当すると認められる場合、甲は、契約審議会への審議を要請することができる。

(契約に定めのない事項)

第33条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ、定めるものとする。

誓約書

市 町大字 字 番

恩賜県有財産第 林班 小班

上記恩賜県有財産内立木 本、材積 m³ を買い受けましたので、
作業にあたっては作業従事者を十分に監督し、各種被害の防止に努めるとともに、下記の事項を
遵守することを誓約し、連署をもって提出いたします。

令和 年 月 日

買受人住所

氏名

印

作業責任者住所

氏名

印

林務環境務事務所長 殿

誓約事項(チェックリスト)

- 1. 契約対象外の立木を無断で伐採しないこと。誤伐が判明した場合は直ちに売渡人に報告し、指示に従い適切な措置を講じること。
- 2. 作業区域内の管理に努め、発生した損害については、速やかに売渡人へ報告し、指示に従い原状回復又は損害賠償を行うこと。
- 3. 作業に起因して第三者に損害を及ぼした場合、速やかに売渡人へ報告し、必要な賠償措置を講じること。
- 4. 跡地検査において違反行為が確認された場合、売渡人の指示に従い必要な措置を講じること。
- 5. 売渡人の許可なく作業区域に未搬出物件を放置しないこと。搬出できない場合は、売渡人の指示を受け、適切に整理すること。
- 6. 契約違反により損害が発生した場合、その損害を賠償し、また売渡人の指示に従い適切な是正措置を講じること。
- 7. 法律（森林法、自然公園法等）違反を行わないこと。違反が確認された場合、関係行政機関の指導・命令に従い必要な措置を速やかに講じること。
- 8. 契約に違反した場合、本契約が解除される可能性があることを了承すること。
- 9. 契約違反、労働安全衛生法令違反、又は山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領の別表第1・別表第2に該当する行為を行った場合、指名停止措置が命じられる可能性があることを了承すること。
- 10. 指名停止期間中は、立木販売の入札に参加することができないことを了承すること。
- 11. 伐採区域の境界杭について善良な管理を行い、損傷や移動をさせないように注意するとともに、区域外の立木を損傷しないよう細心の注意を払うこと。万一、境界杭又は区域外の立木を損傷した場合は、直ちに売渡人へ報告し、指示に従い必要な措置を講じること。
- 12. 林地保全及び河川汚濁防止に努め、山地崩壊の誘因となる作業方法は実施しないこと。
- 13. 作業において集材路の適切な排水対策を実施すること。
- 14. 伐採・搬出にあたり、許可なく土地の掘削、盛土、伐採、埋立てその他の形質変更を行わないこと。
- 15. 作業従事者に毎日作業手順を確認させ、注意事項を徹底すること。
- 16. 素材（丸太）は、台風、集中豪雨等による流失・滑落事故が発生しないよう、買受人の責

任において管理すること。

- 17. 択伐、間伐等で残存木がある場合、作業従事者にその位置を明確に指示し、作業中の損傷・誤伐等が発生しないよう万全を期すこと。
- 18. 施設を設置する際は、あらかじめ売渡人に申し出てその指示を受けること。使用後は速やかに撤去し、原状回復すること。
- 19. 伐採・搬出その他の作業にあたり、労働安全衛生法及び関連法令を遵守し、安全対策を徹底すること。
- 20. 作業従事者に適切な保護具を着用させ、墜落、転倒、伐倒作業による事故を防止すること。
- 21. 機械の使用に際しては、適切な資格を有する者が操作し、安全作業を徹底すること。
- 22. 作業現場の危険箇所を明示し、安全掲示を行うことで事故防止に努めること。
- 23. 事故や労働災害が発生した場合は、直ちに売渡人へ報告するとともに、関係行政機関の指示を受け、必要な措置を講じること。
- 24. 契約締結後、天災その他の不可抗力により作業の実施が不可能となった場合は、直ちに売渡人に報告し、指示を受けること。
- 25. 用途指定のある物件は、契約で指定された用途以外に使用し、転売し、又は贈与しないこと。
- 26. 暴力団や反社会的勢力からの不当要求や介入を受けた場合は、速やかに売渡人へ報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うこと。
- 27. 契約解除に伴う代金の返還が生じた場合は、売渡人の指示に従い、必要な手続きを行うこと。
- 28. 作業実施に際し、契約対象外の立木が支障となる場合は、事前に売渡人へ届け出て指示を受けること。